

該当チェック表

スタート

令和7年1月1日の居住地について
① 下松市に住民登録がある
② 下松市市以外に住民登録がある

令和7年1月1日時点の居住地にお問合せください。

令和6年分所得税、令和6年度住民税の課税状況について
① 課税である
② 非課税である
③ 令和6年1月1日に国外居住者である

「不足額給付Ⅰ」の対象者になる可能性があります。
裏面の算出式を用いて額を計算して申請してください。

不足額給付Ⅱの対象者になる可能性があります。
対象要件を確認の上、申請してください。

税制度上、扶養親族対象外の方である。
(例)
・青色事業専従者
・事業専従者（白色）
・合計所得金額48万円超
①はい
②いいえ

不足額給付Ⅱの対象者になる可能性があります。
対象要件を確認の上、申請してください。

「不足額給付対象外」※です。
(手続きは不要です。)

※住民税分の定額減税の恩恵（扶養親族分として受けたものを含む）を受けきれない方は1万円分の不足額給付の対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。

- 1 令和6年分の所得税額（定額減税前）は、令和6年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告書の「第一表④」の欄をご確認ください。
- 2 令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、令和6年6月に雇用主から又は郵送で交付された個人住民税の各種通知書の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。
- 3 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）の対象となった方は、対象外です。

※令和6年分所得税：令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入に基づき計算された所得税。

※令和6年度住民税：令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入に基づき計算された個人住民税。

定額減税しきれている方や調整給付の支給額に不足が生じていない方は、申請いただいても給付の対象とはなりません。個人の所得の状況に応じて（外国税額控除等のある場合など）フローチャートで判定できない場合もあります。お心当たりのある方はお問い合わせください。